

建築設備工事監理状況調書			
確 認 項 目		添付書類	
共通	1	令第9条の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁届等により確認している。	
避雷設備	1	【JIS A 4201 - 2003規格の場合】外部保護システムは設計どおり施工している。	写真・データ
	2	【JIS A 4201 - 2003規格の場合】外部保護システムの構成部材が全て良好な状態にあり、設計どおりの機能を満たしている。	
	3	【JIS A 4201 - 1992規格の場合】高さ20mを超える部分が保護角内に収まり、接地極が地下0.5m以上の深さに埋設され、規定の接地抵抗値以下である。	写真・データ
	4	【JIS A 4201 - 1992規格の場合】避雷導線から1.5m以内にある金属体(TVアンテナ、高架タンク等)は電氣的に接続されている。	
	5	【JIS A 4201 - 1992規格の場合】簡略法の場合は鉄筋、鉄骨との溶接が規定どおり施工されている。	写真
その他			

(注意)

1 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

2 項目に記載がない建築設備(給排水設備、非常用の照明装置等)がありましたら、その他の欄に記入し、写真、データ等を添付してください。